

【質問】高額療養費制度の利用方法を教えてください。
(63歳、会社員)

高額療養費制度

【回答】高額療養費制度とは、医療費が高額になったとき、経済的な負担を軽減するための公的医療保険制度の一つです。1カ月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた分が払い戻されます。自己負担限度額は被保険者の年齢や所得を基準に決まります。

利用方法は、窓口で医療費を支払い、1カ月の合計が自己負担限度額を超えていた場合は、加入している保険者に高額療養費の申請を行います。

自己負担額を軽減

ます。払い戻される時期は早くても支払いから約3カ月後となります。ただ、この方法ではいったん、まとまった額の医療費を負担し、払い戻しまでに期間があるので、利用者は経済的に苦しくなります。

そこで、救済する方法として「限度額適用認定証」を発行してもらおうという措置があります。こ



れは、受診前に申請を行い、認定証を入手し、支払い時に保険証と一緒に

に窓口で提出することです。窓口の支払い額が自己負担限度額までに抑えられるようになります。入院や手術などで大きな医療費負担が予測される場合や、入院外でも定期的に高額な医療費の発生が予測される場合は入手しておくことが安心です。

療薬など高額治療薬が外来でも使われるようになりまし。高額な薬を使うかどうかは主治医の先生に事前に尋ね、本証を申請されるとよいでしょう。
70歳以上75歳未満で非課税世帯等ではない方は「高齢者受給証」を、
マイナ保険証
利用
を

がある場合は、高額療養費の申請を行って払い戻しを受けることになります。
後期高齢者医療制度の方は、一度申請すると再度の手続きをしなくても、超過分が払い戻されます。
ただし、入院中の食事代、差額ベッド代、先進医療にかかる治療費、予防接種、美容整形などの自由診療、入院時の日用品などは適応外ですので注意してください。
マイナ保険証を利用すると、限度額適用認定証の提示ならびに事前申請することなく、高額療養費制度が利用でき便利になります。マイナ保険証での受診をお勧めします。限度額や申請の詳しい方法については加入されている保険者にお尋ねください。
(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。